

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策商品券事業	①食料品等の物価高騰の影響により負担が増加している市民の負担軽減を図るため、市民1人につき市内事業所で使用できる商品券7,000円分を配布する。 ②市民への商品券＋事務経費 ③商品券相当額7,000円×65,000人＝455,000千円、消耗品327千円、印刷製本費495千円、通信運搬費14,130千円、委託料31,639千円 ④生活者(市民)	R8.2	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	販路拡大事業補助金	①経済摩擦や物価高騰による工業製品を海外輸出する企業へ部品等を提供する市内製造業への業績悪化懸念に対して市内企業が行う販路拡大のための展示会・商談会への出展等の経費を支援し、市内経済の活性化を図る。 ②展示会・商談会への出展、受発注のためのマッチングサイト利用経費の1/2以内 上限500千円 ③500千円×10団体 ④市内の製造・開発を行う中小企業者等	R7.7	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	賑わい創出事業補助金	①物価高騰で影響を受けた街を元気あるものにするため、市内商工団体等が企画する集客事業を後押しし、市内経済の活性化を図る。 ②集客イベント等開催に伴う対象経費の1/2以内 上限1,500千円/1団体 ③1,500千円×3団体 ④市内に本拠地を置く商工団体、同業者団体等(5以上の事業者により構成された団体)	R7.7	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	あん摩等施術所物価高騰対策支援	①原油・原材料価格の高騰が続く中、あんまマッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が疼痛治療を行う施術所に助成金を交付することにより、安定的なサービスの提供を支援し、市民の健康増進を図る。 ②あんま等施術所に対する助成金 ③対象見込施術所:30施術所×助成額:10,000円＝300千円 ④基準日(令和7年6月27日)において、保健所に開設を届け出て業務を行っており、今後も事業を継続する意思のある施術所	R7.6	R7.9
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親家庭の高校進学等準備支援	①物価高騰に直面する、ひとり親の子育て世帯にとって高校等進学準備にかかる費用はまとまった資金になるため、中3生を対象に準備支援金を支給することにより経済的な支援をする。 ②中3生を養育する児童扶養手当受給世帯の給付金 ③R6年度分給付実績50人 ひとりあたり単価5万円 ④児童扶養手当受給世帯	R8.1	R8.2
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設への物価高騰対策	①物価高騰における私立保育施設の経営持続に向けた支援 ②補助金 ③対象数7 公立園の電気・燃料等の増加分を参考に、施設の定員数により算出した額と、実際の増加額の1/2の額の少ない方 上限額(定員10名の枠につき50,400円)11～20名 100,800×1施設、21～30名 151,200×1施設、51～60名 302,400×2施設、101～110名 554,400×1施設 111～120名 604,800×2施設 =2,620,800円 ④市内の私立保育施設	R7.6	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉事業所(介護・障害福祉)への物価高騰対策	①エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける市内の介護・障害福祉サービス事業者を支援 ②事業者への補助金(サービス提供に必要な光熱水費、車両燃料費、食料料費の物価高騰分支援) ③【入所系サービス】 基準単価:10,900円×利用定員 加算額:4,400円×利用定員 事業所数:64 利用定員:1,469人 【併設型短期入所】 基準単価:なし 加算額:4,400円×利用定員 事業所数:6 利用定員:54人 【通所系サービス①】 基準単価:4,700円×利用定員 加算額:3,100円×利用定員 事業所数:41 利用定員:812人 【通所系サービス②】 基準単価:4,700円×利用定員 加算額:なし 事業所数:33 利用定員:534人 【訪問系サービス】 基準単価:30,000円 事業所数:66(配食サービス含む) ④基準日時点で市内に所在する介護及び障害福祉サービス事業所で今後も事業を継続する(廃止予定でない)事業者	R7.7	R8.3
8	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農林水産業における物価高騰対策支援	①飼料高騰が継続し、経営がひっ迫する畜産農家へ支援する。 ②畜産農家が負担する、配合飼料価格安定基金の掛金相当の支援 ③配合飼料価格安定基金の掛金(1t800円)5,142t分(19経営体) ④市内に住所を有する畜産農家(19経営体)	R7.7	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	照明LED化支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける自治会等事業者のエネルギー消費に係る負担を軽減するため、集会所の照明を消費電力の少ないLED照明に交換する費用の一部を支援する。 ②LED照明への交換に要する経費 ③1集会所あたりの交換に要する経費を400千円と想定し、その2分の1(上限200千円)を補助する。補助件数を25施設と想定。 (400千円×1/2×25施設)=5,000千円 ④令和7年8月12日から令和8年2月27日までの間に市内の自治会等事業者が所有する集会所の照明をLEDに交換し、申請のあったものを対象とする。	R7.8	R8.3
10	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省エネルギー施設導入支援事業	①エネルギー・資材価格等の物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者の持続的な生産性の向上及びエネルギー消費量の節減と脱炭素化の推進を図る。 ②省エネルギー施設等の導入に係る購入費及び設置工事費等 ③1,000千円×30団体 ④市内の事業所に新たな省エネルギー施設等を設置し、所有し、使用する市内中小企業者	R7.4	R8.3
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材費補助事業	①原油価格・物価高騰の影響により家計の負担が増加している生活者(保護者)の負担を軽減するため、給食食材の物価高騰対策として、物価上昇相当分を学校給食会計へ補助することにより、生活者(保護者)を直接的に支援する。(児童生徒のみとし、教職員は自己負担とする。) ②高騰した分の食材購入費 ③260,000千円×12%=31,200千円(児童生徒の給食食材費補助のみ。) 本交付金充当(30,000千円)+一般財源(1,200千円) ④生活者(保護者)	R7.4	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材費補助事業(追加)	①原油価格・物価高騰の影響により家計の負担が増加している生活者(保護者)の負担を軽減するため、給食食材の物価高騰対策として、物価上昇相当分を学校給食会計へ補助することにより、生活者(保護者)を直接的に支援する。(児童生徒のみとし、教職員は自己負担とする。) ②高騰した食材購入費(補助率を20%程度とするための不足額) ③小学校36,046千円+中学校21,860千円-31,200千円(当初分) ④生活者(保護者)	R7.7	R8.3
13	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	米飯給食炊飯委託料補助事業	①米飯給食の炊飯を外部に委託している小中学校の炊飯委託料のうち、原油価格等の高騰によりR6年度から増額された委託料分について補助する。学校給食会計へ補助することにより生活者(保護者)を直接的に支援する。 ②炊飯委託料のうち令和6年度からの増額分(児童生徒の食数分のみ。) ③委託料総額17,956千円(3,420食×124日×38.49円×消費税10%)のうち 増額分1,422千円(3,420食×124日×3.05円×消費税10%)を充当+一般財源(16,534千円) ④生活者(保護者)	R7.7	R8.3
14	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	公立保育園副食費補助事業(R6補正分)	①原油価格・物価高騰の影響により家計の負担が増加している生活者(保護者)の負担を軽減するため、物価高騰の中でも副食費を無償とし、生活者(保護者)を直接的に支援する。(園児のみとし、職員は自己負担とする。) ②食材購入費 ③幼児:5,400円×12月×1,250人=81,000千円 未満児:4,320円×12月×550人=28,512千円(うちR6補正分89,512千円) ④生活者(保護者)	R7.4	R8.3
15	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	学校施設エネルギー価格高騰対策事業	①価格高騰により増額となっている光熱水費(電気料金)を支援し、児童・生徒が支障なく学校生活を送れる環境を維持していく。 ②光熱水費の高騰が顕著となる前の令和3年度と比較し増額となっている分 ③光熱水費総額143,771千円(R6)のうち、増額分12,912千円(R6.R3の差額分)総事業費143,771千円のうち130,859円は一般財源による。 ④学校施設(在学中の児童・生徒)	R7.4	R8.3
16	③消費下支え等を通じた生活者支援	学生帰省交通費支援事業	①物価高騰の影響で経済的な影響を受けている学生を支援することで、経済的負担軽減を図る。また金額が高く、学生の優先度が低いと思われる帰省に係る経費を支援することで、伊那市とのつながりを守ってもらおうと共に、将来的な地元就労促進を図る。 ②帰省するために利用した公共交通機関(鉄道、バス、航空機、船舶)の運賃の1/2以内(上限6千円) ③補助金:6千円×500人=3,000千円、チラシ等印刷製本費:100千円、 郵送用通信運搬費160千円、補助金振込手数料:200円×500人=100千円 ④伊那市出身の大学生等	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業動力費・委託料支援事業(水道事業会計繰出・補助)	①エネルギー価格高騰の影響による動力費等の増加分と賃金水準の上昇に伴う施設維持管理に係る業務委託料の増加分に対して国の臨時交付金を活用した支援(公営企業会計への繰出し)を行うことにより、将来の水道料金への転嫁の幅を抑え、利用者負担の軽減を図る。 ②水道事業会計への繰出金 ③-1動力費等の増加分(R3決算額とR6決算額の差額): 上水道7,899千円+簡易水道649千円=8,548千円 ③-2施設保全管理業務委託料の賃金水準上昇に伴う増加分: 上水道558千円+簡易水道300千円=858千円 ④水道事業会計 計9,406千円	R7.4	R8.3
18	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業動力費・委託料支援事業(下水道事業会計繰出・補助)	①エネルギー価格高騰の影響による動力費等の増加分と賃金水準の上昇に伴う施設維持管理に係る業務委託料の増加分に対して国の臨時交付金を活用した支援(公営企業会計への繰出し)を行うことにより、将来の下水道使用料への転嫁の幅を抑え、利用者負担の軽減を図る。 ②下水道事業会計への繰出金 ③-1動力費等の増加分(R3決算額とR6決算額の差額): 21,854千円 ③-2終末処理場施設維持管理業務委託料の賃金水準上昇に伴う増加分: 10,281千円 ③-3農集処理施設維持管理業務委託料の賃金水準上昇に伴う増加分: 4,719千円 ④下水道事業会計 計36,854千円	R7.4	R8.3
19	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対応LED化支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける一般家庭のエネルギー消費に係る負担を軽減するため、一般家庭の照明を消費電力の少ないLED照明に交換する費用の一部を支援する。 ②LED照明への交換に要する経費(工事を伴う設置工事) ③一家庭における交換に要する経費を60千円と想定し、その2分の1(上限30千円)を補助する。補助件数を400件と想定。 (60千円×1/2×400件)=12,000千円、会計年度職員報酬498千円、会計年度職員旅費17千円 ④令和8年1月から令和8年2月28日までの間に市内一般家庭の照明をLEDに交換し、申請のあったものを対象とする。	R8.1	R8.3
20	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応宅配ボックス購入支援事業	①燃料費などエネルギー価格が高騰するなか、宅配ボックスを利用し荷物を1回で受け取ることで、地域物流事業者の燃料経費の節減及びトラックからのCO ₂ 削減を目的とする。 ②一般家庭の宅配ボックス購入に要する経費 ③1台の購入に要する経費を20千円と想定し、その2分の1(上限10千円)を補助する。補助件数を50件と想定。 (20千円×1/2×50件)=500千円 ④令和8年1月から令和8年2月28日までの間に市内一般家庭で宅配ボックスを購入し、申請のあったものを対象とする。	R8.1	R8.3
21	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業用揚水施設電気料金高騰支援事業	①電気料金の高騰により、伊那市内の土地改良区及び水利組合等が管理している農業用揚水ポンプ施設の施設運転にかかる経費が増大しており、土地改良区等の運営に多大な影響が出ていることから補助金による支援を行う。 ②令和7年4月～9月までに支払った揚水ポンプ及びポンプ施設に付帯する電灯等に係る電気料金 ③補助金=高騰分単価×土地改良区等の電力使用量×補助率1/2×8団体=920,000円 ※「高騰分単価」はR2・3年のそれぞれ4月～9月の燃料調整単価平均と、R7同月の燃料調整単価平均の差額とする。 補助対象団体数は8団体程度の見込み(過去に支援要請のあった団体及び今回申請が見込まれる団体) ④交付対象:土地改良区及び地元水利組合等 対象施設:電力を必要とする農業用揚水ポンプ及びポンプ施設に付帯する電灯等	R7.10	R8.3
22	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	燃料高騰対応施設園芸農家支援事業	①燃料高騰により、伊那市内の施設園芸農家の負担が増大しており、施設園芸農家の経営を逼迫していることから、補助金による支援を行う。 ②令和7年10月から12月分の高騰分の1/2相当分。 ③補助金額=(当年度燃料代-(当年度燃料代÷高騰率))÷2 高騰率は令和元・2年度の対象期間の平均(資源エネルギー庁公表)と、令和7年度の同平均価格を比較した場合の上昇率。(燃油1.5 木質ペレット1.2) ④市内に住所を有する施設園芸農家で、令和7年度に出荷実績のある者	R7.10	R8.3
23	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	公立保育園副食費補助事業(R7予備費分)	①原油価格・物価高騰の影響により家計の負担が増加している生活者(保護者)の負担を軽減するため、物価高騰の中でも副食費を無償とし、生活者(保護者)を直接的に支援する。(園児のみとし、職員は自己負担とする。) ②食材購入費 ③幼児:5,400円×12月×1,250人=81,000千円 未満児:4,320円×12月×550人=28,512千円(うちR7予備費分20,000千円) ④生活者(保護者)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③精算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
24	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	低所得のひとり親世帯臨時給付金	①物価高騰によるひとり親世帯の負担を軽減するため給付金を支給する。 ②児童扶養手当受給世帯等への給付金 ③対象者700名×10,000円=7,000千円 事務費252千円(手当(物価高騰対応のための超過勤務手当分)、消耗品、印刷費) ④児童扶養手当受給世帯および公的年金受給等受給者	R8.1	R8.3
25	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食主食用米購入補助事業	①原油価格・物価高騰の影響により家計の負担が増加している生活者(保護者)の負担を軽減するため、給食食材の物価高騰対策として、主食用米の値上がり分を学校給食会計へ補助することにより、生活者(保護者)を直接的に支援する。(児童生徒のみとし、教職員は自己負担とする。) ②R8.1月より値上がりが見込まれている主食用米の購入費 ③対象者4,934人×米飯日数42日×値上り分19.69円 ④生活者(保護者)	R8.1	R8.3
26	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省エネルギー施設導入支援事業(R7補正分)	①エネルギー・資材価格等の物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者の持続的な生産性の向上及びエネルギー消費量の節減と脱炭素化の推進を図る。 ②省エネルギー施設等の導入に係る購入費及び設置工事費等 ③1,000千円×30団体 ④市内の事業所に新たな省エネルギー施設等を設置し、所有し、使用する市内中小企業者	R8.3	R8.3
27	⑥中小企業・小規模事業者の買上げ環境整備	販路拡大事業補助金(R7補正分)	①経済摩擦や物価高騰による工業製品を海外輸出する企業へ部品等を提供する市内製造業への業績悪化懸念に対して市内企業が行う販路拡大のための展示会・商談会への出展等の経費を支援し、市内経済の活性化を図る。 ②展示会・商談会への出展、受発注のためのマッチングサイト利用経費の1/2以内 上限500千円 ③500千円×12団体=6,000千円 ④市内の製造・開発を行う中小企業者等	R8.3	R8.3
28	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金無償化事業	①物価高騰等の影響を受けている生活者及び事業者への支援を目的とし、水道料金の基本料金について、R8.3請求分(R8.2検算分)からR9.2請求分(R9.1検算分)までの12か月分のうちから1か月分を全額免除する。 ②水道事業会計への繰出金 ③水道料金基本料金の減免額及び事務費 (1)1期(2か月)あたりの水道基本料金の減免額 32,367円×2か月分=64,424,040円 (直近の実績額に基づき積算。【口径(単価)・収入額(調定件数)】 口径13mm(1,540円):47,203,743円(30,895件)、口径20mm(4,532円):3,591,006円(798件)、口径25mm(8,140円):2,739,110円(337件)、口径30mm(13,200円):1,369,500円(106件)、口径40mm(27,940円):3,611,245円(132件)、口径50mm(50,600円):3,428,150円(68件)、口径75mm(88,000円):2,288,000円(28件)、口径100mm(187,440円):187,440円(2件)、口径150mm(5,845円):5,845円(1件) 合計:64,424,040円(32,367件) ※月の途中で閉鎖した場合は日割り計算になりますので、単価×件数とはならない場合あり。) 64,424,040円×0.5期(1か月)=32,212,020円=32,212千円 (2)事務費(広報用チラシ配布) 420千円 (3)合計(1)+(2)=32,632千円 ④市と給水契約を締結している全使用者(給水栓の所在が市外にある場合や、官公署等は除く)	R8.2	R8.3
29	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	伊那市住民税非課税世帯エアコン設置促進事業	①近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、住民の命と健康を守るため、物価高騰の影響を受けている生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のエアコン設置等を支援する。 ②補助金、需用費、役務費 ③(補助金) 生活保護世帯:補助単価73千円×120件=8,760千円 住民税非課税世帯:補助単価73千円×2/3×2,400件=116,800千円(需用費) 封筒代800千円+印刷代等500千円=1,300千円(役務費) 郵送料2,000千円+手数料468千円=2,468千円(報酬等) 会計年度任用職員報酬1,705千円+通勤手当86千円=1,791千円 正規職員時間外手当 360千円 Cその他:「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分61,920千円(36千円×120件、24千円×2,400件) ④生活保護世帯、住民税非課税世帯	R8.2	R8.3